

○長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成27年12月22日長崎県規則第43号

改正

平成28年12月27日規則第49号

平成30年3月30日規則第6号

平成30年6月5日規則第28号

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則をここに公布する。

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年長崎県条例第59号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 療育手帳 療育手帳交付要綱(昭和52年長崎県告示第682号)第1条に規定する療育手帳をいう。
- (2) 身体障害者手帳 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳をいう。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。
- (4) 道府県民税 地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に規定する道府県民税(個人に係るものとし、都が同法第1条第2項の規定に基づき課する都民税を含む。)をいう。
- (5) 市町村民税 地方税法第5条第2項第1号に規定する市町村民税(個人に係るものとし、特別区が同法第1条第2項の規定に基づき課する特別区民税を含む。)をいう。
- (6) 高校生等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)に在学する生徒(専攻科又は別科の生徒

その他知事が別に定めるものを除く。)をいう。

- (7) 小児慢性特定疾病児童等 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。

(条例別表第1に定める事務)

第3条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、長崎県税条例(昭和47年長崎県条例第7号)第52条第3号の規定による自動車取得税又は第66条第2号の規定による自動車税の減免に関する事務とする。

第4条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の規定に準じて行う外国人の保護の実施に関する事務
- (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う外国人の保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う外国人の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による外国人の保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による外国人の保護の変更に関する事務
- (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う外国人の保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う外国人の保護に関する資料の提供等の求めに関する事務
- (6) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う外国人の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (7) 生活保護法第63条の規定に準じて行う外国人の保護に要する費用の返還に関する事務
- (8) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う外国人の保護における徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う外国人の保護における徴収金の徴収を含む。)に関する事務

第5条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、肝炎医療に要する費用の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその審査に対する応答に関する事務とする。

第6条 条例別表第1の4の項の規則に定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 療育手帳の交付後に行う障害程度の再判定に関する事務

- (3) 療育手帳指導台帳の整備に関する事務
- (4) 療育手帳の交付を受けた者が氏名若しくは住所を変更したとき、保護者を変更し、若しくは保護者の氏名若しくは住所を変更したときその他記載事項に変更が生じたときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (5) 療育手帳の交付を受けた者が療育手帳を紛失し、若しくは破損したとき、記載欄に余白がなくなったとき等における療育手帳の再交付に関する事務
- (6) 療育手帳の交付を受けた者が知的障害のある状態に該当しなくなったとき、死亡したとき、県外に転出したとき、療育手帳の再交付を受けた後に亡失した療育手帳を発見したときその他療育手帳を必要としなくなったときの療育手帳の返還に関する事務

第7条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 長崎県私立高等学校等奨学給付金の支給の申請に係る事実についての審査及び給付に関する事務
- (2) 高等学校等学び直し支援金の支給の申請に係る事実についての審査及び給付に関する事務

第8条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条の収入額及び需要額の算定に必要な資料の受理、当該資料に係る事実についての審査及び特別支援教育就学奨励費補助金の給付に関する事務とする。

第9条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 長崎県公立高等学校等奨学給付金の支給の申請に係る事実についての審査及び給付に関する事務
- (2) 長崎県立高等学校学び直し支援金の支給の申請に係る事実についての審査及び給付に関する事務
- (3) 長崎県市立高等学校学び直し支援金の支給の申請に係る事実についての審査及び給付に関する事務
- (4) 長崎県公立高等学校生徒通学費補助金の交付の申請に係る事実についての審査及び交付に関する事務
(条例別表第2に定める事務等)

第10条 条例別表第2の1の項事務の欄の規則で定める事務は、長崎県税条例第52条第3号の規定による自動車取得税又は第66条第2号の規定による自動車税の減免に関する事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該減免に係る身体障害者に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(2) 当該減免に係る精神障害者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(3) 当該減免に係る知的障害者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

第11条 条例別表第2の2の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の保護の決定及び実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下この条及び第23条において「要保護者等」という。）に係る同法第19条第1項の規定に準じて行う外国人の保護の実施、第24条第1項の規定に準じて行う外国人の保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う外国人の保護の変更、第25条第1項の規定に準じて行う職権による外国人の保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による外国人の保護の変更若しくは第26条の規定に準じて行う外国人の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人保護実施関係情報」という。）又は第55条の4第1項の規定に準じて行う外国人の就労自立給付金の支給に関する情報

イ 要保護者等に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 要保護者等に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 要保護者等に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の規定の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

第12条 条例別表第2の3の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 第4条第1号に規定する事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法第6条第2項の要保護者に準じる者である外国人又は同条第1項の被保護者に

準じる者であった外国人（以下「外国人要保護者等」という。）に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 外国人要保護者等に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 外国人要保護者等に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 外国人要保護者等に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報であって知事が保有する情報

(2) 第4条第2号に規定する事務 前号に掲げる情報

(3) 第4条第3号に規定する事務 第1号に掲げる情報

(4) 第4条第4号に規定する事務 第1号に掲げる情報

(5) 第4条第8号に規定する事務 第1号に掲げる情報

第13条 条例別表第2の4の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の特定医療費の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア 指定難病（難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の指定難病をいう。以下この号において同じ。）の患者、その保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。以下この号において同じ。）又は支給認定基準世帯員（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26年政令第358号）第1条第1項第2号イの支給認定基準世帯員をいう。以下この号において同じ。）に係る外国人保護実施関係情報

イ 指定難病の患者、その保護者又は支給認定基準世帯員に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

ウ 指定難病の患者、その保護者、支給認定基準世帯員又は支給認定を受けた指定難病の患者と生計を一にする者として難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第11条で定める者の医療費の支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

エ 指定難病の患者、その保護者又は支給認定基準世帯員に係る特別児童扶養手当等の支給に

関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

- (2) 難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項の医療受給者証に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律第10条第2項の支給認定の変更に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 難病の患者に対する医療等に関する法律第11条第1項の支給認定の取消しに関する事務 第1号に掲げる情報
- (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律第12条の特定医療費の支給の調整に関する事務 第1号ウに掲げる情報
- (7) 難病の患者に対する医療等に関する法律第37条の資料の提供等の求めに関する事務 第1号に掲げる情報
- (8) 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第13条第1項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 第1号に掲げる情報

第14条 条例別表第2の5の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る児童に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (2) 児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る児童に係る前号に掲げる情報
- (3) 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第4条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る児童に係る第1号に掲げる情報
- (4) 児童扶養手当法施行規則第4条の2の障害の状態の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る児童に係る第1号に掲げる情報

第15条 条例別表第2の6の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める

情報とする。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
 - ア 当該請求に係る児童に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - イ 当該請求に係る児童に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 当該請求に係る児童に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、第24条の6第1項の高額障害児入所給付費若しくは第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報又は第27条第1項第3号、第2項若しくは第27条の2第1項の措置に関する情報
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る児童に係る前号に掲げる情報
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条の届出に係る事実についての審査に関する事務（特別児童扶養手当に係るものに限る。） 当該届出に係る児童に係る第1号に掲げる情報
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第37条の資料の提供等の求めに関する事務 当該請求に係る児童に係る第1号に掲げる情報
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）第3条の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る児童に係る第1号に掲げる情報

第16条 条例別表第2の7の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 児童福祉法第19条の3第3項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第22条第1項第2号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。）に係る外国人保護実施関係情報
 - イ 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報、同法第7条第4項の医療受給者証に関する情報、同法第10条第2項の支給認定の変更に関する情報、同法

第11条第1項の支給認定の取消しに関する情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第13条第1項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくはその届出に対する応答に関する情報

- (2) 児童福祉法第19条の5第2項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る前号に掲げる情報
- (3) 児童福祉法第19条の6第1項の医療費支給認定の取消しに関する事務 当該医療費支給認定に係る第1号イに掲げる情報
- (4) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の9第3項の申請に関する内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う医療費支給認定保護者（児童福祉法第19条の3第7項の医療費支給認定保護者をいう。）又は当該届出に係る小児慢性特定疾病児童等に係る第1号イに掲げる情報

第17条 条例別表第2の8の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 第7条第1号に規定する事務 次に掲げる情報
 - ア 申請を行う者又は当該者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項の保護者等をいう。以下この条及び第27条において「保護者等」という。）に係る生活保護法第19条第1項の保護の決定及び実施、第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）
 - イ 申請を行う者又は当該者の保護者等に係る外国人保護実施関係情報
 - ウ 申請を行う保護者等に係る市町村民税に関する情報
 - エ 申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）
- (2) 第7条第2号に規定する事務 前号ウ及びエに掲げる情報

第18条 条例別表第2の9の項事務の欄の規則で定める事務は、第7条第1号に規定する事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、学び直し支援金の審査及び給付に関する事務で取得した前条第2号に規定する情報とする。

第19条 条例別表第2の10の項事務の欄の規則で定める事務は、第8条に規定する事務とし、同項

特定個人情報の欄の規則で定める情報は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第5条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査及び給付に関する事務で取得した次に掲げる情報とする。

- (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条第1項の保護者等若しくは当該保護者等と同一の世帯に属する者（以下この条及び第25条において「保護者等」という。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
- (2) 保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

第20条 条例別表第2の11の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、同号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 第9条第1号に規定する事務 第17条第2号に規定する情報
- (2) 第9条第2号に規定する事務 第17条第2号に規定する情報
- (3) 第9条第3号に規定する事務 第17条第2号に規定する情報
- (4) 第9条第4号に規定する事務 第17条第2号に規定する情報

第21条 条例別表第2の12の項事務の欄の規則で定める事務は、第9条第1号に規定する事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、長崎県立高等学校学び直し支援金及び長崎県市立高等学校学び直し支援金の支給の申請に係る事実についての審査及び給付に関する事務で取得した第17条第2号に規定する情報とする。

第22条 条例別表第2の13の項事務の欄の規則で定める事務は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 学校保健安全法第24条の保護者（以下この条及び第28条において「保護者」という。）に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条の経費の支弁に関する情報
- (2) 保護者に係る特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）に関する情報
(条例別表第3に定める事務等)

第23条 条例別表第3の1の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 要保護者等に係る特別支援学校への

就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）に関する情報

- (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

第24条 条例別表第3の2の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 第4条第1号に規定する事務 次に掲げる情報
 - ア 外国人要保護者等に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条の経費の支弁に関する情報
 - イ 外国人要保護者等に係る特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）に関する情報
 - ウ 外国人要保護者等に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報
- (2) 第4条第2号に規定する事務 前号に掲げる情報
- (3) 第4条第3号に規定する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 第4条第4号に規定する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 第4条第8号に規定する事務 第1号に掲げる情報

第25条 条例別表第3の3の項事務の欄の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第5条の経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 保護者等に係る生活保護実施関係情報
- (2) 保護者等に係る外国人保護実施関係情報

第26条 条例別表第3の4の項事務の欄の規則で定める事務は、第8条に規定する事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、前条に規定する情報とする。

第27条 条例別表第3の5の項事務の欄の規則で定める事務は、第9条第1号に規定する事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 長崎県公立高等学校等奨学給付金の支給を受けようとする保護者等又は当該給付金の支給対象となる高校生等に係る生活保護実施関係情報
- (2) 長崎県公立高等学校等奨学給付金の支給を受けようとする保護者等又は当該給付金の支給対象となる高校生等に係る外国人保護実施関係情報

第28条 条例別表第3の6の項事務の欄の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 保護者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 保護者に係る外国人保護実施関係情報
- (3) 保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

第29条 条例別表第3の7の項事務の欄の規則で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）別表第2の74の項第2欄に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第40条各号に定める情報とする。

（委任）

第30条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月5日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。